

2024年1月22日

各位

会社名 株式会社BCJ-74

代表者名 代表取締役

杉本 勇次

## 株式会社T&K TOKA（証券コード：4636）の株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社BCJ-74（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社T&K TOKA（証券コード：4636、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 本公開買付けの内容」の「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。）に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2024年1月23日より開始することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本公開買付けの内容

##### （1）対象者の名称

株式会社T&K TOKA

##### （2）買付け等を行う株券等の種類

###### ① 普通株式

② 新株予約権（下記（i）から（vii）の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）

（i）2015年6月19日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年7月8日から2045年7月7日まで）

（ii）2016年6月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月6日から2046年7月5日まで）

（iii）2017年6月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年7月11日から2047年7月10日まで）

（iv）2018年6月21日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年7月11日から2048年7月10日まで）

（v）2019年6月20日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年7月10日から2049年7月9日まで）

（vi）2020年6月19日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年7月9日から2050年7月8日まで）

（vii）2021年6月18日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年7月8日から2051年7月7日まで）

##### （3）買付け等の期間

2024年1月23日（火曜日）から2024年3月6日（水曜日）まで（30営業日）

(4) 買付け等の価格

- ① 普通株式1株につき、金1,410円
- ② 新株予約権
  - (i) 第3回新株予約権1個につき、金281,800円
  - (ii) 第4回新株予約権1個につき、金281,800円
  - (iii) 第5回新株予約権1個につき、金281,800円
  - (iv) 第6回新株予約権1個につき、金281,800円
  - (v) 第7回新株予約権1個につき、金281,800円
  - (vi) 第8回新株予約権1個につき、金281,800円
  - (vii) 第9回新株予約権1個につき、金282,000円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	22,786,353株	15,170,600株	—株
合計	22,786,353株	15,170,600株	—株

(6) 決済の開始日

2024年3月13日(水曜日)

(7) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ(以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。)により持分の全てを間接的に所有されている合同会社BCJ-73(以下「公開買付者親会社」といいます。)の完全子会社であり、対象者株式を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2023年6月13日に設立された株式会社です。なお、本日現在、ベインキャピタル、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を所有していません。

ベインキャピタルは全世界で約1,750億米ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、50名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取り組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、株式会社システム情報、株式会社IDAJ、株式会社エビデント(旧オリンパスの科学事業を承継)、インパクトホールディングス株式会社、日立金属株式会社(現株式会社プロテリアル)、株式会社ネットマーケティング、株式会社トライステージ、株式会社Linc'well、日本セーフティー株式会社、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社(現STORES株式会社)、株式会社ニチイ学館、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社(現エンバーポイント株式会社)、株式会社Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社(現キオクシア株式会社)等、31社に対して、そしてグローバルでは1984年の設立以来約300社、追加投資を含めると約1,150社に対しての投資実績を有しております。

対象者の2023年8月17日付「株式会社BCJ-74による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(その後の訂正を含み、以下「2023年8月17日付対象者プレスリリース」といいます。)において公表されましたとおり、公開買付者は、対象者が、対象者の中国における持分法適用関連会社であり、上海証券取引所科创板市場(スター・マーケット)に上場している杭華油墨股份有限公司(以下「杭華油墨」といいます。)の発行済株式(以下「杭華油墨株式」といいます。)

139,370,400株（杭華油墨株式所有割合（注1）：33.50%）を所有しているところ、このまま本公開買付けを実施し、対象者の支配権を取得した場合、杭華油墨株式の30%以上を実質的に取得したものと、中国の公開買付制度に基づき、杭華油墨株式について中国における公開買付けの実施が必要となるため、これを回避する観点から、対象者の所有する杭華油墨株式を売却し、対象者の杭華油墨株式所有割合を30%未満とすること（以下「中国TOB対応措置」といいます。）、その他対象者が2023年8月17日付で公開買付者との間で締結した公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。詳細については、本公開買付けに係る公開買付届出書をご参照ください。）に規定された一定の前提条件（注2）（以下「本公開買付前提条件」といいます。）が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、本公開買付けを速やかに開始することを予定しておりました。

（注1）「杭華油墨株式所有割合」とは、杭華油墨が2023年5月18日に公告した「2022年年度权益分派实施公告」に記載の2023年5月24日現在の発行済株式総数（416,000,000株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

（注2）「本公開買付前提条件」は、中国TOB対応措置に加えて、①対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主及び本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明に係る決議を行っており、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる賛同意見表明が撤回又は変更されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと、②対象者取締役会が本公開買付けに関して設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同することについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が撤回又は変更されていないこと、③本公開買付契約に定める対象者による表明及び保証（注3）が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること、④本公開買付契約に基づき対象者が履行又は遵守すべき義務（注4）が重要な点において全て履行又は遵守されていること、⑤対象者の株主により、対象者の剰余金の配当議案を目的事項とする臨時株主総会の招集請求がなされていないこと、⑥対象者から、対象者に係る未公表の重要事実等（法第166条第2項に定める業務等に関する重要事実（ただし、同条第4項に従い公表されているものを除きます。）及び同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（ただし、本公開買付け及び同条第4項に従い公表されているものを除きます。）を総称していいます。以下同じです。）が存在しない旨の確認が得られていること、⑦公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと、⑧国内外の競争法その他の規制法上のクリアランスが完了（注5）していること、⑨対象者が杭華油墨に派遣している役員の異動が完了していること、⑩杭華油墨を当事者とする一定の関連当事者間取引の解除が完了していること、⑪対象者が、自ら又はその子会社若しくは関連会社（ただし、杭華油墨を除く。）をして、ロシア連邦若しくはイラン・イスラム共和国に所在する企業から注文を受けている取引、又はロシア連邦若しくはイラン・イスラム共和国に所在する企業を最終的な取引先とする取引を解約していること、⑫本公開買付けが開始されていたとするならば、本公開買付けの撤回が認められるべき事情が発生していないこと、⑬本公開買付契約締結日以降、対象者若しくはその子会社の事業、資産、負債、財政状態、経営状態若しくはキャッシュ・フロー、又は本取引の実行に対する重大な悪影響又はかかる悪影響を与える事由若しくは事象、又は国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境及び経済環境に重大な変化が生じておらず、かつそのような具体的なおそれが生じていないことをいいます。

（注3）本公開買付契約に基づく対象者による表明及び保証の内容については、本公開買付けに係る公開買付届出書をご参照ください。

（注4）本公開買付契約に基づく対象者の義務の内容については、本公開買付けに係る公開買付届出書をご参照ください。

（注5）日本及びセルビア共和国における競争法上の届出に係る承認又は待機期間の満了が含まれておりません。

その後、ベインキャピタルは、2023年11月29日に、対象者より、中国 TOB 対応措置が2023年11月29日付で完了した旨の報告を受けました。

また、ベインキャピタルは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）上のクリアランスの取得について、2023年12月15日、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されました。なお、2024年1月14日の経過をもって取得禁止期間は終了し、また、公開買付者は、2023年12月20日、公正取引委員会から、2023年12月20日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領したため、同日をもって措置期間が終了しました。なお、2023年8月17日付対象者プレスリリースにおいて、セルビア共和国における競争法上のクリアランスの取得についても本公開買付前提条件の一部としておりましたが、2023年8月17日付対象者プレスリリースの公表以降、対象者の最新事業年度の財務数値を検証した結果、2023年10月13日にセルビア共和国における競争法上のクリアランスの取得が不要であることが判明いたしましたので、当該手続は行っておりません。

さらに、ベインキャピタルは、2023年12月28日、対象者より、同日時点で、国内外の競争法その他の規制法上のクリアランスの取得を除くその他の本公開買付前提条件がいずれも充足されている（本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みである）旨の報告を受けました。

これにより、ベインキャピタルは、本公開買付前提条件がいずれも充足されている（本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みである）と判断いたしました。その後、ベインキャピタルは、公開買付者及び対象者における本公開買付け開始に向けた手続準備が整ったこと、及び2024年1月22日、対象者から、本特別委員会が2023年8月17日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更はないことを内容とする2024年1月22日付答申書を、同日に本特別委員会から取得した旨の連絡を受け、2024年1月22日付で本公開買付前提条件がいずれも充足されたと改めて判断したことから、2024年1月22日、本公開買付けを2024年1月23日より開始することとし、2024年1月22日にその旨を対象者に対して連絡いたしました。

一方で、ベインキャピタルは、2023年8月17日付対象者プレスリリース公表後の対象者株式の市場株価の状況、本公開買付けの成立の可能性を高める必要性等を総合的に勘案し、ダルトングループ（以下に定義します。以下「ダルトングループ」の記載において同じです。）との間で交渉を重ねた結果、2024年1月22日に、1,400円としていた本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1,410円とし、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）も本公開買付価格の引き上げに合わせて変更することを決定し、ダルトングループとの間で本応募契約（ダルトングループ）（以下に定義します。以下「本応募契約（ダルトングループ）」の記載において同じです。）を締結しました。なお、ベインキャピタルはかかる本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の変更の可能性については、2024年1月16日に対象者に伝え、これに対し、ベインキャピタルは、2024年1月22日、対象者より、本再出資（以下に定義します。以下「本再出資」の記載において同じです。）を含む本応募契約（ダルトングループ）の締結及び価格の変更並びにそれらの経緯について慎重に協議及び検討を行った結果、本再出資を含む本応募契約（ダルトングループ）の締結及びかかる価格の変更を前提としても、ベインキャピタルの支援の下での対象者グループの企業価値の向上という本取引の目的に影響を及ぼすものではなく、本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者グループの企業価値の向上に資するものであると見込まれることから、上記判断に関して特段変更の必要はないものと判断したこと、併せて、本公開買付けは、対象者の一般株主（東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2及び同施行規則第436条の3における「少数株主」と同義です。以下「一般株主」の記載において同じです。）及び本新株予約権者の皆様に対して合理的な対象者株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであるとの考えに変わりはないと判断したこと、いずれの点についても応諾する旨の回答を受領いたしました。また、本特別委員会は本再出資を含む本応募契約（ダルトングループ）の締結及びかかる価格の変更を前提に、2024年1月22日付答申書を提出しており、また、対象者の取締役会もこれらの変更を前提に、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。なお、上記の本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の変更以外に、2023年8月17日付対象者プレスリリースに記載された本公開買付けの内容や条件に変更はありません。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2023年8月17日付で、(i) 対象者の前代表取締役社長であり対象者の株主である増田至克氏（以下「増田氏」といいます。）の資産管理会社であり対象者の第4位株主（2023年3月31日現在）である有限会社コウシビ（以下「コウシビ」といい、増田氏と併せて「増田氏等」といいます。）との間で、その所有する対象者株式1,051,820株（所有割合（注6）：4.62%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、(ii) 増田氏との間で、その所有する対象者株式731,070株（所有割合：3.21%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、(iii) 対象者の第5位株主（2023年3月31日現在）である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）との間で、その所有する対象者株式300株（所有割合：0.00%）の全てについて本公開買付けへ応募し、かつ、みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）を受託者とする退職給付信託に拠出している対象者株式987,900株（所有割合：4.34%）の全てについて本公開買付けへの応募を指図する旨の契約を、(iv) 対象者の第9位株主（2023年3月31日現在）である明治安田生命保険相互会社（以下「明治安田生命」といいます。）との間で、その所有する対象者株式756,000株（所有割合：3.32%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、(v) 対象者の第10位株主（2023年3月31日現在）である上田美香子氏（以下「上田氏」といいます。）との間で、その所有する対象者株式750,370株（所有割合：3.29%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、(vi) 増田安土氏（以下「安土氏」といいます。）との間で、その所有する対象者株式741,680株（所有割合：3.25%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、(vii) 増田洋美氏（以下「洋美氏」といいます。）との間で、その所有する対象者株式647,100株（所有割合：2.84%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、(viii) 増田飛鳥氏（以下「飛鳥氏」といい、増田氏等、みずほ銀行、明治安田生命、上田氏、安土氏、洋美氏及び飛鳥氏を総称して「本応募株主（2023年8月17日）」といいます。）との間で、その所有する対象者株式581,780株（所有割合：2.55%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約をそれぞれ締結し、本公開買付けが開始された場合、本応募株主（2023年8月17日）が所有する対象者株式6,248,020株（所有割合：27.42%）の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。

（注6）「所有割合」とは、対象者が2023年11月14日に提出した第82期第2四半期報告書（以下「対象者第2四半期報告書」といいます。）に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数（22,806,240株）から、対象者が2023年11月7日に公表した「2024年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。）に記載された2023年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（ただし、同日現在の対象者の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対する株式報酬制度として株式交付信託が所有する対象者株式218,600株を除きます。以下、対象者が所有する自己株式数の記載において同じとします。）（50,287株）を控除した株式数（22,755,953株）に、本日現在残存している本新株予約権（152個）の目的となる対象者株式の数（30,400株）を加算した株式数（22,786,353株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

また、公開買付者は、2023年9月21日付で、大日精化工業株式会社（以下「大日精化工業」といいます。）との間で、その所有する対象者株式374,500株（所有割合：1.64%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、みずほ信託銀行との間で、その所有する対象者株式237,000株（所有割合：1.04%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、森川千賀子氏（以下「森川氏」といいます。）との間で、その所有する対象者株式90,000株（所有割合：0.39%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、吉村彰氏（以下「吉村氏」といいます。）との間で、その所有する対象者株式54,400株（所有割合：0.24%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、栗本隆一氏（以下「栗本氏」といいます。）との間で、その所有する対象者株式45,134株（所有割合：0.20%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、北條実氏（以下「北條氏」といいます。）との間で、その所有する対象者株式41,600株（所有割合：0.18%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、小林政直氏（以下「小林氏」といいます。）との間で、その所有する対象者株式30,800株（所有割合：0.14%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、芙蓉総合リース株式会社（以下「芙蓉総合リース」といいます。）との間で、その所有する対象者株式27,000株（所有割合：0.12%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、二引株式会社（以下「二引」といいます。）との間で、その所有

する対象者株式 27,000 株（所有割合：0.12%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、島貿易株式会社（以下「島貿易」といいます。）との間で、その所有する対象者株式 27,000 株（所有割合：0.12%）の全てについて（そのうち 15,000 株（所有割合：0.07%）については設定された担保権を解除の上で）本公開買付けに応募する旨の契約を、交洋貿易株式会社（以下「交洋貿易」といいます。）との間で、その所有する対象者株式 27,000 株（所有割合：0.12%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、芙蓉オートリース株式会社（以下「芙蓉オートリース」といいます。）との間で、その所有する対象者株式 27,000 株（所有割合：0.12%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、大同化成工業株式会社（以下「大同化成工業」といいます。）との間で、その所有する対象者株式 27,000 株（所有割合：0.12%）の全てについて、設定された担保権を解除の上で、本公開買付けに応募する旨の契約を、新中村化学工業株式会社（以下「新中村化学工業」といいます。）との間で、その所有する対象者株式 18,000 株（所有割合：0.08%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、中村公彦氏との間で、その所有する対象者株式 13,600 株（所有割合：0.06%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、中間和彦氏（以下「中間氏」といいます。）との間で、その所有する対象者株式 8,910 株（所有割合：0.04%。なお、応募契約締結時点では、中間氏が所有する 13,310 株について本公開買付けに応募いただくことを想定しておりました。しかしながら、このうち 4,400 株については、譲渡制限付株式報酬として交付されておりますが、本日時点で当該譲渡制限が解除されておらず、本公開買付けへ応募することができないことから、中間氏が所有する対象者株式のうち、本公開買付けへの応募が可能な株式数について記載をしております。）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、中村清子氏との間で、その所有する対象者株式 6,200 株（所有割合：0.03%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、及び高見沢昭裕氏（以下「高見沢氏」といいます。）、大日精化工業、みずほ信託銀行、森川氏、吉村氏、栗本氏、北條氏、小林氏、芙蓉総合リース、二引、島貿易、交洋貿易、芙蓉オートリース、大同化成工業、新中村化学工業、中村公彦氏、中間氏、中村清子氏、及び高見沢氏を総称して「本応募株主（2023 年 9 月 21 日）」といいます。）との間で、その所有する対象者株式 2,573 株（所有割合：0.01%。なお、応募契約締結時点では、高見沢氏が所有する 5,673 株について本公開買付けに応募いただくことを想定しておりました。しかしながら、このうち 3,100 株については、譲渡制限付株式報酬として交付されておりますが、本日時点で当該譲渡制限が解除されておらず、本公開買付けへ応募することができないことから、高見沢氏が所有する対象者株式のうち、本公開買付けへの応募が可能な株式数について記載をしております。）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約をそれぞれ締結し、本公開買付けが開始された場合、本応募株主（2023 年 9 月 21 日）が所有する対象者株式 1,084,717 株（所有割合：4.76%）の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募株主（2023 年 8 月 17 日）が所有する対象者株式及び本応募株主（2023 年 9 月 21 日）が所有する対象者株式の合計数は、7,332,737 株（所有割合：32.18%）です。

加えて、公開買付者は、2023 年 10 月 20 日付で、ヒューリック株式会社（以下「ヒューリック」といいます。）との間で、その所有する対象者株式 108,000 株（所有割合：0.47%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、林謙二氏（以下「林氏」といいます。）との間で、その所有する対象者株式 44,000 株（所有割合：0.19%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、長瀬産業株式会社（以下「長瀬産業」といいます。）との間で、その所有する対象者株式 27,000 株（所有割合：0.12%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、及び吉比化成株式会社（以下「吉比化成」といいます。）、ヒューリック、林氏、長瀬産業、及び吉比化成を総称して「本応募株主（2023 年 10 月 20 日）」といいます。）との間で、その所有する対象者株式 27,000 株（所有割合：0.12%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約をそれぞれ締結し、本公開買付けが開始された場合、本応募株主（2023 年 10 月 20 日）が所有する対象者株式 206,000 株（所有割合：0.90%）の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。

さらに、公開買付者は、T&K TOKA社員持株会（以下「本持株会」といいます。）から、2023 年 10 月 10 日に開催された臨時理事会において、本公開買付けが開始された場合には、本持株会が所有する対象者株式 717,139 株（2023 年 9 月 30 日現在。従業員持株会としての性質上、応募までに変動する可能性があります。所有割合：3.15%）の全てについて本公開買付けに応募する予定である旨の理事会決議を行った旨の連絡を 2023 年 10 月 18 日に受けました。なお、公開買付者は、本持株会との間で本公開買付けに関して応募契約は締結しておりません。なお、本応募株主（2023 年 8 月 17 日）が所有する対象者株

式、本応募株主（2023年9月21日）が所有する対象者株式、本応募株主（2023年10月20日）が所有する対象者株式及び本持株会が所有する対象者株式の合計数は、8,255,876株（所有割合：36.23%）です。

また、公開買付者は、2024年1月22日付で、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド（NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC）（以下「NAVF」といいます。）、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー（NAVF Select LLC）（以下「NAVF LLC」といいます。）及びダルトン・インベストメンツ・インク（Dalton Investments, Inc.）（以下「ダルトン Inc.」といい、NAVF、NAVF LLC 及びダルトン Inc. 並びにそれぞれのグループを総称して「ダルトングループ」といいます。）との間で応募契約（以下「本応募契約（ダルトングループ）」といいます。）を締結し、①ダルトングループが所有する対象者株式 5,603,636株（所有割合：24.59%）（NAVF が所有する対象者株式 906,100株（所有割合：3.98%）、NAVF LLC が所有する対象者株式 339,100株（所有割合：1.49%）、及びダルトン Inc. が所有する対象者株式 4,358,436株（所有割合：19.13%）の合計をいいます。）の全てについて本公開買付けに応募すること、並びに②ダルトングループが中長期的に対象者株式を所有しており、ペインキャピタルとしてその知見の共有を受けられることを考慮し、本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下「本スクイーズアウト手続」の記載において同じです。）の完了後に、ダルトングループが公開買付者親会社に対して、本公開買付けに対象者株式を応募することにより受領する対価の一部を再出資（ただし、ダルトングループが日本国内又は日本国外に設立する特別目的会社を通じて行うことも許容されております。）し、公開買付者親会社の持分（注7）の15%を取得すること（以下「本再出資」といいます。）を合意しております。

（注7）ダルトングループが取得することを予定している公開買付者親会社の持分について、①公開買付者親会社への出資価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である1,410円（ただし、本スクイーズアウト手続として会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を実施する場合、株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定であり、ダルトングループによる公開買付者親会社への出資金額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項。）の趣旨に反するものではないと考えております。

その結果、公開買付者は、合計で、本応募株主（2023年8月17日）、本応募株主（2023年9月21日）本応募株主（2023年10月20日）及びダルトングループが所有する対象者株式13,142,373株（所有割合：57.68%）の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、これらの株式の数に、本持株会が所有する対象者株式の数を加えた合計数は、13,859,512株（所有割合：60.82%）です。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を15,170,600株（所有割合：66.58%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（15,170,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（15,170,600株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（15,170,600株）については、対象者第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の発行済株式総数（22,806,240株）から、対象者第2四半期決算短信に記載された2023年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（50,287株）を控除した株式数（22,755,953株）に係る議決権の数（227,559個）に3分の2を乗じた数（151,706個）に対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（15,170,600株）としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として株式併合を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウ

ト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上を所有するためです。なお、対象者によれば、本日現在残存する本新株予約権は152個であり、その目的となる株式数は30,400株とのことですが、これらの本新株予約権は、原則として、本新株予約権者が対象者の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って権利行使することができることとされているところ、本新株予約権者は対象者の現任の取締役2名のみであり、本日時点でいずれの本新株予約権も行使条件を満たしておらず、本新株予約権者の対象者取締役としての任期はいずれも対象者の2024年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までであり、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に行使され対象者株式が本新株予約権者に対して発行又は移転されることも想定していないこと、並びに、下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、本新株予約権の取得及び消却、又は本新株予約権者による本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを対象者に要請し、又は実施することを予定しており、かつ、対象者は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向であることから、公開買付者は、買付予定数の下限の設定に際し、本新株予約権の目的となる株式数を考慮しておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、国内金融機関2行からの借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）及び公開買付者親会社からの出資（以下「本出資」といいます。）により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに本銀行融資を、本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに本出資を、それぞれ受けられることを予定しております。

### 3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

#### ① 株式等売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、本新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員（以下「売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その所有する本新株予約権の全てを売り渡すことを請求（以下「新株予約権売渡請求」といいます。）、「株式売渡請求」と併せて「株式等売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付け価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として本新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者株式の全部を取得し、売渡新株予約権者の全員からその所有する本新株予約権の全てを取得します。この場合、公開買付者は、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対し、本公開買付け価格と同額の金銭を交付するとともに、売渡新株予約権者がそれぞれ所有していた本新株予約権1個当たりの対価として、各売渡新株予約権者に対し、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者取締役会は、公開買付者より株式等売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、かかる株式等売渡請求を承認する予定とのことです。株式等売渡請求に関連する一般株主及び新株予約権者の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第



179 条の 8 その他の関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式又は本新株予約権の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

## ② 株式併合

本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2024 年 5 月上旬を予定しています。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合により株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定するよう要請する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は 1 株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の株式等売渡請求及び株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。

なお、本スクイーズアウト手続が 2024 年 6 月 30 日までに完了することが見込まれる場合には、公開買付者は、対象者に対して、本スクイーズアウト手続が完了していることを条件として、2024 年 3 月

期に係る 2024 年 6 月下旬開催予定の対象者の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)で権利を行使することのできる株主を、本スクイーズアウト手続完了後の株主(公開買付者を意味します。)とするため、定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定です。そのため、対象者の 2024 年 3 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても、本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

### ③ 本新株予約権の取得及び消却

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の 90%未満である場合において、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されずに残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、又は本新株予約権者に対して本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。なお、対象者は、当該要請を受けた場合にはこれに協力する意向とのことです。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者は、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

## 4. 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズアウト手続が実施された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

その他、本公開買付けの詳細については、本公開買付けに関して公開買付者が 2024 年 1 月 23 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

#### 【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。

